

議 案

議案第 1 号

令和 6 年度財政投融资計画

令和6年度財政投融资計画

令和5年12月 日
財 務 省
(単位：億円)

機 関 名	財政融資		産業投資		政府保証		合 計		参 考				
	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度	自己資金等		再 計		
									5年度	6年度	5年度	6年度	
(特別会計)													
食料安定供給特別会計	8	7	-	-	-	-	8	7	103	69	111	76	
エネルギー対策特別会計	83	79	-	-	-	-	83	79	15,292	15,602	15,375	15,681	
自動車安全特別会計 (政府関係機関)	1,185	360	-	-	-	-	1,185	360	641	1,588	1,826	1,948	
株式会社日本政策金融公庫	60,687	40,075	288	-	-	-	60,975	40,075	(2,900) 26,380	(2,900) 19,741	87,355	59,816	
沖縄振興開発金融公庫	1,994	1,946	70	70	-	-	2,064	2,016	(100) 384	(100) 247	2,448	2,263	
株式会社国際協力銀行	9,810	4,000	900	1,160	9,010	5,880	19,720	11,040	(200) 6,780	(200) 17,560	26,500	28,600	
独立行政法人国際協力機構 (独立行政法人等)	10,431	14,770	-	-	2,255	1,650	12,686	16,420	(800) 6,254	(800) 6,380	18,940	22,800	
全国土地改良事業団体連合会	13	15	-	-	-	-	13	15	17	17	30	32	
日本私立学校振興・共済事業団	272	287	-	-	-	-	272	287	303	313	575	600	
独立行政法人日本学生支援機構	5,881	5,256	-	-	-	-	5,881	5,256	(1,200) 69	(1,200) 564	5,950	5,820	
独立行政法人福祉医療機構	2,642	2,102	-	-	-	-	2,642	2,102	(200) 533	(200) 413	3,175	2,515	
独立行政法人国立病院機構	286	660	-	-	-	-	286	660	74	125	360	785	

(単位：億円)

機 関 名	財政融資		産業投資		政府保証		合 計		参 考			
									自己資金等		再 計	
	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度
国立研究開発法人国立成育医療研究センター	9	10	-	-	-	-	9	10	-	-	9	10
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター	2	2	-	-	-	-	2	2	-	-	2	2
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構	758	875	-	-	-	-	758	875	(50) 46	1	804	876
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	439	651	12	20	-	-	451	671	(530) 1,937	(598) 2,009	2,388	2,680
独立行政法人住宅金融支援機構	307	263	-	-	2,200	2,400	2,507	2,663	(21,745) 21,909	(16,243) 16,464	24,416	19,127
独立行政法人都市再生機構	5,000	5,200	-	-	-	-	5,000	5,200	(1,100) 8,856	(1,200) 9,317	13,856	14,517
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	-	-	-	-	12,530	10,230	12,530	10,230	(3,900) 26,214	(2,500) 24,788	38,744	35,018
独立行政法人水資源機構	4	5	-	-	-	-	4	5	(100) 1,286	(105) 1,426	1,290	1,431
国立研究開発法人森林研究・整備機構	46	43	-	-	-	-	46	43	277	284	323	327
独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構 (地方公共団体)	4	4	1,392	848	-	-	1,396	852	803	1,037	2,199	1,889
地方公共団体 (特殊会社等)	24,238	23,258	-	-	-	-	24,238	23,258	70,756	68,933	94,994	92,191
株式会社脱炭素化支援機構	-	-	400	250	-	-	400	250	200	350	600	600
株式会社日本政策投資銀行	3,000	3,000	400	850	3,500	3,500	6,900	7,350	(6,400) 17,900	(6,500) 16,650	24,800	24,000
株式会社産業革新投資機構	-	-	-	800	-	-	-	800	-	5,300	-	6,100

(単位：億円)

機 関 名	財政融資		産業投資		政府保証		合 計		参 考			
	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度	自己資金等		再 計	
									5年度	6年度	5年度	6年度
一般財団法人民間都市開発推進機構	-	-	-	-	350	500	350	500	100	100	450	600
中部国際空港株式会社	-	-	-	-	161	235	161	235	(97) 157	(90) 173	318	408
株式会社民間資金等活用事業推進機構	-	-	-	-	500	500	500	500	300	300	800	800
株式会社海外需要開拓支援機構	-	-	80	90	-	-	80	90	200	200	280	290
株式会社海外交通・都市開発事業支援機構	-	-	512	299	575	626	1,087	925	51	30	1,138	955
株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構	-	-	244	360	209	240	453	600	-	-	453	600
合 計	127,099	102,868	4,298	4,747	31,290	25,761	162,687	133,376	(39,322)	(32,636)		

- 1 財政投融资計画の運用に当たっては、経済事情の変動等に応じ、国会の議決の範囲内で財政融資又は政府保証を増額することができる。
 - 2 「産業競争力強化法」(平25法98)第112条第1項の規定により、株式会社産業革新投資機構が、同法第2条第27項に規定する特定政府出資会社の政府が保有する株式の全部を譲り受けた場合には、当該特定政府出資会社の計画残額は、「株式会社産業革新投資機構」に承継されるものとする。
- (注) 1. 「財政融資」、「産業投資」及び「政府保証」は、それぞれ「財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律」(昭48法7)第5条第2項第1号、第2号及び第3号に掲げる運用、投資及び債務保証である。
2. 「5年度」欄は、令和5年度当初計画額である。
 3. 「自己資金等」欄の()書は、財投機関債(独立行政法人等が民間金融市場において個別に発行する政府保証のない公募債券をいう。)の発行により調達する金額を内書したものである。
 4. 「参考」欄の計数は、それぞれ四捨五入によっている。
 5. 本表は計数整理の結果、異同を生ずることがある。

(参考)

令和6年度財政投融资原資見込

	令和5年度	令和6年度
	億円	億円
財政融資	127,099	102,868
財政融資資金	127,099	102,868
産業投資	4,298	4,747
財政投融资特別会計投資勘定	4,298	4,747
政府保証	31,290	25,761
政府保証国内債	17,825	16,031
政府保証外債	13,065	9,330
政府保証外貨借入金	400	400
合 計	162,687	133,376

- (注) 1. 令和5年度欄の金額は、当初計画額である。
2. 財政融資資金による上記の新たな貸付け及び既往の貸付けの継続に必要な財源として、令和6年度において、財政投融资特別会計国債10.0兆円（令和5年度予算12.0兆円）の発行を予定している。
また、財政融資資金の資金繰りのため、財政融資資金証券3.5兆円の発行を予定している。
3. 本表は計数整理の結果、異同を生ずることがある。

(参考)

令和6年度財政投融资用途別分類表

(単位：億円)

区分	財政融資		産業投資		政府保証		合計	
	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度
(1) 中小零細企業	49,429	29,619	286	28	—	—	49,715	29,647
(2) 農林水産業	7,932	7,722	30	—	—	—	7,962	7,722
(3) 教育	8,047	8,234	—	—	—	—	8,047	8,234
(4) 福祉・医療	4,362	4,422	—	—	—	—	4,362	4,422
(5) 環境	607	682	400	250	—	—	1,007	932
(6) 産業・イノベーション	6,579	6,149	442	1,692	3,500	3,500	10,521	11,341
(7) 住宅	5,481	5,684	—	—	2,200	2,400	7,681	8,084
(8) 社会資本	15,670	15,956	—	10	13,541	11,465	29,211	27,431
(9) 海外投融资等	20,241	18,770	3,140	2,767	12,049	8,396	35,430	29,933
(10) その他	8,751	5,630	—	—	—	—	8,751	5,630
合計	127,099	102,868	4,298	4,747	31,290	25,761	162,687	133,376

- (注) 1. 計数は、それぞれ四捨五入によっているため、端数において合計とは合致しないものがある。
2. 本表は計数整理の結果、異同を生ずることがある。

議案第 2 号

令和 6 年度財政融資資金運用計画

令和6年度財政融資資金運用計画

(単位:億円)

運 用 の 部		原 資 の 部	
項 目	金 額	項 目	金 額
1. 特 別 会 計	446	財政投融資特別会計 からの繰入金等	102,868
食料安定供給特別会計	7		
エネルギー対策特別会計	79		
自動車安全特別会計	360		
2. 政 府 関 係 機 関	60,791		
株式会社日本政策金融公庫	40,075		
沖縄振興開発金融公庫	1,946		
株式会社国際協力銀行	4,000		
独立行政法人国際協力機構	14,770		
3. 独 立 行 政 法 人 等	15,373		
全国土地改良事業団体連合会	15		
日本私立学校振興・共済事業団	287		
独立行政法人日本学生支援機構	5,256		
独立行政法人福祉医療機構	2,102		
独立行政法人国立病院機構	660		
国立研究開発法人国立成育医療研究センター	10		
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター	2		
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構	875		
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	651		
独立行政法人住宅金融支援機構	263		
独立行政法人都市再生機構	5,200		
独立行政法人水資源機構	5		
国立研究開発法人森林研究・整備機構	43		
独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構	4		
4. 地 方 公 共 団 体	23,258		
5. 特 殊 会 社 等	3,000		
株式会社日本政策投資銀行	3,000		
合 計	102,868	合 計	102,868

令和6年度財政融資資金運用計画使途別分類表

(単位：億円)

区 分	5年度	6年度
(1) 中小零細企業	49,429	29,619
(2) 農林水産業	7,932	7,722
(3) 教育	8,047	8,234
(4) 福祉・医療	4,362	4,422
(5) 環境	607	682
(6) 産業・イノベーション	6,579	6,149
(7) 住宅	5,481	5,684
(8) 社会資本	15,670	15,956
(9) 海外投融資等	20,241	18,770
(10) その他	8,751	5,630
合計	127,099	102,868

- (注) 1. 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。
 2. 本表は計数整理の結果、異同を生ずることがある。

議案第3号

令和6年度の財政融資資金の融通条件

令和6年度の財政融資資金の融通条件
(令和5年12月 日決定、令和6年4月1日以降適用)

令和6年度の財政融資資金の融通条件は下記のとおりとする。
なお、貸付利率は、国債の利回りを基準として財務大臣が毎月定める利率とする。

記

- 1 食料安定供給特別会計に対する貸付け
償還期限 13年以内（3年以内の据置期間を含む。）
- 2 エネルギー対策特別会計に対する貸付け
償還期限 15年以内（2年以内の据置期間を含む。）
- 3 自動車安全特別会計に対する貸付け
償還期限 15年以内（4年以内の据置期間を含む。）
- 4 株式会社日本政策金融公庫に対する貸付け
イ 償還期限
(イ) 国民一般向け業務に係る貸付けについては、5年以内
ただし、(i) 令和6年度における貸付けのうち340億円については、20年以内、410億円については、18年以内、1,860億円については、15年以内、8,530億円については、9年以内、750億円については、6年以内（1年以内の据置期間を含む。）
(ii) 事業者への貸付条件を満期一括償還とする資本性資金に係る貸付けについては、10年以内（満期一括償還）
(ロ) 中小企業者向け業務に係る貸付けについては、5年以内（1年以内の据置期間を含む。）
ただし、(i) 令和6年度における貸付けのうち5,300億円については、15年以内（1年以内の据置期間を含む。）、5,300億円については、10年以内（1年以内の据置期間を含む。）
(ii) 事業者への貸付条件を満期一括償還とする資本性資金に係る貸付けについては、10年以内（満期一括償還）
(ハ) 農林水産業者向け業務に係る貸付けについては、20年以内（3年以内の据置期間を含む。）

ただし、令和6年度における貸付けのうち37億円については、30年以内（20年以内の据置期間を含む。）、852億円については、15年以内、711億円については、10年以内、286億円については、5年以内

(二) 特定事業等促進円滑化業務に係る貸付け

(i) 特定事業促進円滑化業務に係る貸付けについては、10年以内（2年以内の据置期間を含む。）

(ii) 事業再編促進円滑化業務に係る貸付けについては、10年以内（2年以内の据置期間を含む。）

(iii) 事業適応促進円滑化業務に係る貸付けについては、10年以内（2年以内の据置期間を含む。）

ただし、令和6年度における貸付けのうち100億円については、15年以内（3年以内の据置期間を含む。）、100億円については、7年以内（2年以内の据置期間を含む。）

(iv) 開発供給等促進円滑化業務に係る貸付けについては、10年以内（2年以内の据置期間を含む。）

ただし、令和6年度における貸付けのうち100億円については、7年以内（2年以内の据置期間を含む。）

(v) 事業基盤強化促進円滑化業務に係る貸付けについては、20年以内（3年以内の据置期間を含む。）

ただし、令和6年度における貸付けのうち55億円については、15年以内（3年以内の据置期間を含む。）

(vi) 導入促進円滑化業務に係る貸付けについては、15年以内（3年以内の据置期間を含む。）

ただし、令和6年度における貸付けのうち4億円については、25年以内（15年以内の据置期間を含む。）、3億円については、20年以内（15年以内の据置期間を含む。）

(vii) 供給確保促進円滑化業務に係る貸付けについては、15年以内（3年以内の据置期間を含む。）

ただし、令和6年度における貸付けのうち150億円については、20年以内（3年以内の据置期間を含む。）、125億円については、10年以内（3年以内の据置期間を含む。）、25億円については、10年以内（2年以内の据置期間を含む。）、50億円については、7年以内（2年以内の据置期間を含む。）

(viii) 特定事業促進円滑化業務、事業再編促進円滑化業務、事業適応促進円滑化業務、開発供給等促進円滑化業務、事業基盤強化促進円滑化業務、導入促進円滑化業務及び供給確保促進円滑化業務に係る貸付けのうち、20年以内（3年以内の据置期間を含む。）、15年以内（3年以内の据置期間を含む。）、10年以内（2年以内又は3年以内の据置期間を含む。）及び7年以内（2年以内の据置期間を含む。）の

貸付金額については、共通する償還期限毎に合算した貸付金額の総額の範囲内で増額することができる。

ただし、その場合は増額していない業務の貸付金額から同額を減額する。

(ホ) 危機対応円滑化業務に係る貸付けについては、指定金融機関（株式会社日本政策金融公庫法（平19法57）第11条第2項に規定する指定金融機関をいう。以下同じ。）への貸付条件に合わせて、5年以上20年以内（1年以上3年以内の据置期間を含む。）

ただし、指定金融機関への貸付条件を満期一括償還とする貸付に係る貸付けについては、20年以内（満期一括償還）、15年以内（満期一括償還）又は5年以上10年以内（満期一括償還）とすることができる。

ロ 農林水産業者向け業務及び危機対応円滑化業務に係る貸付けのうち、10年経過後金利見直し貸付に係る貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して10年を経過した日の直前の元利金支払期日における利率（10年を経過した日が元利金支払期日にあたる場合は当該元利金支払期日における利率）に変更する。

ハ 危機対応円滑化業務に係る貸付けのうち、5年経過後金利見直し貸付に係る貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して5年を経過した日の直前の元利金支払期日における利率（5年を経過した日が元利金支払期日にあたる場合は当該元利金支払期日における利率）に変更する。

ニ 危機対応円滑化業務に係る貸付けのうち、5年経過ごと金利見直し貸付に係る貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して5年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期日における利率（5年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたる場合は当該元利金支払期日における利率）に変更する。

5 沖縄振興開発金融公庫に対する貸付け

イ 償還期限 15年以内（2年以内の据置期間を含む。）

ただし、（イ）令和6年度における貸付けのうち165億円については、25年以内（2年以内の据置期間を含む。）、346億円については、20年以内（2年以内の据置期間を含む。）、464億円については、7年以内（1年以内の据置期間を含む。）

（ロ）5年経過ごと金利見直し貸付に係る貸付けについては、5年以内（満期一括償還）とすることができる。

ロ 10年経過後金利見直し貸付に係る貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して10年を経過した日の直前の元利金支払期日における利率（10年を経過した日が元利金支払期日にあたる場合は当該元利金支払期日における利率）に変更する。

ハ 10年経過ごと金利見直し貸付に係る貸付けについては、貸付利率は、

貸付日から起算して10年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期日における利率（10年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたるときは当該元利金支払期日における利率）に変更する。

6 株式会社国際協力銀行に対する貸付け

償還期限 15年以内（3年以内の据置期間を含む。）

ただし、外貨貸付のための外貨の調達に係る貸付けについては、20年以内（満期一括償還）、15年以内（満期一括償還）、10年以内（満期一括償還）又は7年以内（満期一括償還）とし、令和6年度における貸付けのうち2,666億円については、5年以内（満期一括償還）とすることができる。

7 独立行政法人国際協力機構に対する貸付け

償還期限 15年以内（5年以内の据置期間を含む。）

ただし、令和6年度における貸付けのうち265億円については、40年以内（5年以内の据置期間を含む。）、418億円については、35年以内（5年以内の据置期間を含む。）、1,518億円については、30年以内（5年以内の据置期間を含む。）、3,139億円については、25年以内（5年以内の据置期間を含む。）、3,648億円については、20年以内（5年以内の据置期間を含む。）とすることができる。

8 全国土地改良事業団体連合会に対する貸付け

償還期限 5年以内（2年以内の据置期間を含む。）

9 日本私立学校振興・共済事業団に対する貸付け

償還期限 20年以内（2年以内の据置期間を含む。）

ただし、令和6年度における貸付けのうち56億円については、30年以内（2年以内の据置期間を含む。）、81億円については、10年以内（2年以内の据置期間を含む。）、24億円については、5年以内（1年以内の据置期間を含む。）とすることができる。

10 独立行政法人日本学生支援機構に対する貸付け

イ 償還期限 20年以内

ただし、学資の返還期間の状況に応じて、15年以内（1年以内の据置期間を含む。）又は5年以内（1年以内の据置期間を含む。）とすることができる。

ロ 5年経過ごと金利見直しとなる貸与に係る貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して5年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期日における利率（5年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたるときは当該元利金支払期日における利率）に変更する。

11 独立行政法人福祉医療機構に対する貸付け

イ 償還期限 20年以内（1年以内の据置期間を含む。）

ただし、（イ）福祉貸付のうち経営資金に係る貸付け並びに医療貸付のうち機械購入資金及び長期運転資金に係る貸付けについては、5年以内（1年以内の据置期間を含む。）

（ロ）医療貸付のうち地域医療構想支援資金に係る貸付けについては、10年以内（4年以内の据置期間を含む。）

（ハ）令和6年度における貸付けのうち1,661億円については、30年以内（2年以内の据置期間を含む。）、141億円については、10年以内（1年以内の据置期間を含む。）とすることができる。

ロ 10年経過後金利見直し貸付に係る貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して10年を経過した日の直前の元利金支払期日における利率（10年を経過した日が元利金支払期日にあたる時は当該元利金支払期日における利率）に変更する。

ハ 10年経過ごと金利見直し貸付に係る貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して10年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期日における利率（10年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたる時は当該元利金支払期日における利率）に変更する。

12 独立行政法人国立病院機構に対する貸付け

イ 償還期限 39年以内（5年以内の据置期間を含む。）

ただし、（イ）令和6年度における貸付けのうち143億円については、15年以内（1年以内の据置期間を含む。）

（ロ）医療機械整備に係る貸付けについては、10年以内又は5年以内

ロ 償還期限39年以内に係る貸付けについては、10年経過ごと金利見直し貸付けとし、貸付利率は、貸付日から起算して10年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期日における利率（10年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたる時は当該元利金支払期日における利率）に変更する。

13 国立研究開発法人国立成育医療研究センターに対する貸付け

償還期限 15年以内（1年以内の据置期間を含む。）

ただし、医療機械整備に係る貸付けについては、10年以内又は5年以内

14 国立研究開発法人国立長寿医療研究センターに対する貸付け

償還期限 30年以内（5年以内の据置期間を含む。）

ただし、医療機械整備に係る貸付けについては、10年以内又は5年以内

- 15 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に対する貸付け
償還期限 30年以内（5年以内の据置期間を含む。）
ただし、（イ）令和6年度における貸付けのうち58億円については、
15年以内（1年以内の据置期間を含む。）とすることができる。
（ロ）医療機械整備に係る貸付けについては、10年以内又は
5年以内
- 16 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に対する貸付け
- イ 償還期限
- （イ）建設勘定に係る貸付けについては、10年以内（1年以内の据置期間
を含む。）
ただし、鉄道施設に係る譲渡代金の回収期間が5年以上10年未満の
ものについては、5年以内（1年以内の据置期間を含む。）
- （ロ）海事勘定に係る貸付けについては、15年以内（1年以内の据置期間
を含む。）
- （ハ）地域公共交通等勘定に係る貸付け
- （i）都市鉄道融資に係る貸付けについては、21年以内（3年以内の据
置期間を含む。）
ただし、令和6年度における貸付けのうち34億円については、
20年以内
- （ii）物流出融資（仮）に係る貸付けについては、5年以内
ただし、令和6年度における貸付けのうち5億円については、20
年以内、7億円については、10年以内（1年以内の据置期間を含む。）
- （iii）地域公共交通融資に係る貸付けについては、5年以内
ただし、令和6年度における貸付けのうち13億円については、
10年以内、35.5億円については、8年以内
- ロ 海事勘定に係る貸付けのうち、5年経過ごと金利見直し貸付に係る貸付
けについては、貸付利率は、貸付日から起算して5年の整数倍を経過した
日ごとの直前の元利金支払期日における利率（5年の整数倍を経過した日
が元利金支払期日にあたる時は当該元利金支払期日における利率）に変
更する。
- ハ 地域公共交通等勘定に係る貸付けのうち、10年経過ごと金利見直し貸
付に係る貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して10年を経
過した日の直前の元利金支払期日における利率（10年を経過した日が元
利金支払期日にあたる時は当該元利金支払期日における利率）に変更す
る。
- 17 独立行政法人住宅金融支援機構に対する貸付け

償還期限 25年以内

ただし、災害対応に係る融資の状況に応じて、30年以内、20年以内、15年以内、10年以内又は5年以内とすることができる。

18 独立行政法人都市再生機構に対する貸付け

イ 償還期限 30年以内（5年以内の据置期間を含む。）

ロ 10年経過ごと金利見直し貸付けとし、貸付利率は、貸付日から起算して10年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期日における利率（10年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたる時は当該元利金支払期日における利率）に変更する。

19 独立行政法人水資源機構に対する貸付け

償還期限 10年以内

20 国立研究開発法人森林研究・整備機構に対する貸付け

イ 償還期限 20年以内（2年以内の据置期間を含む。）

ロ 10年経過後金利見直し貸付けとし、貸付利率は、貸付日から起算して10年を経過した日の直前の元利金支払期日における利率（10年を経過した日が元利金支払期日にあたる時は当該元利金支払期日における利率）に変更する。

21 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構に対する貸付け

償還期限

イ 金属鉱業一般勘定に係る貸付けについては、15年以内（2年以内の据置期間を含む。）

ただし、坑廃水の処理に必要な資金に係る貸付けについては、5年以内（2年以内の据置期間を含む。）

ロ 石油天然ガス等勘定に係る貸付けについては、13年以内（1年以内の据置期間を含む。）

22 地方公共団体に対する貸付け

イ 償還期限 25年以内（5年以内の据置期間を含む。）

ただし、特に必要と認められるものについては、償還期限を40年まで延長することができる。

ロ 5年経過ごと金利見直し貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して5年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期日における利率（5年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたる時は当該元利金支払期日における利率）に変更する。

ハ 10年経過ごと金利見直し貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して10年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期日にお

る利率（10年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたる時は当該元利金支払期日における利率）に変更する。

ニ 15年経過ごと金利見直し貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して15年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期日における利率（15年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたる時は当該元利金支払期日における利率）に変更する。

ホ 20年経過後金利見直し貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して20年を経過した日の直前の元利金支払期日における利率（20年を経過した日が元利金支払期日にあたる時は当該元利金支払期日における利率）に変更する。

ヘ 30年経過後金利見直し貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して30年を経過した日の直前の元利金支払期日における利率（30年を経過した日が元利金支払期日にあたる時は当該元利金支払期日における利率）に変更する。

23 株式会社日本政策投資銀行に対する貸付け

イ 償還期限 20年以内（5年以内の据置期間を含む。）

ただし、令和6年度における貸付けのうち1,200億円については、15年以内（5年以内の据置期間を含む。）とすることができる。

ロ 5年経過ごと金利見直し貸付けとし、貸付利率は、貸付日から起算して5年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期日における利率（5年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたる時は当該元利金支払期日における利率）に変更する。

24 令和5年度の財政融資資金運用計画において貸付けに運用するものとして
いるもののうち、財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第
3条の規定により、令和6年度において運用するものについては、引き続き、
当該貸付けに運用するものとする。その際、上記に該当するものがない場合
には、令和5年度の融通条件に従い運用するものとする。

25 上記のうち、貸付金について元利金の延滞があったときは、元利金支払期
日の翌日から延滞元利金支払の当日まで延滞金額につき年10%の割合の違
約金を徴収するものとする。